

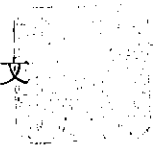
湯河原町告示第 65 号

次の書類は、送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、当該書類は町長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 7 年 7 月 14 日

湯河原町長 内 藤 喜 文



- 1 送達すべき書類の名称
令和 7 年度町民税県民税納税通知書
- 2 送達を受けるべき者の氏名
別紙のとおり

(注)

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、この掲示をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。